

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月25日
【事業年度】	第15期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	かっこ株式会社
【英訳名】	Cacco Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩井 裕之
【本店の所在の場所】	東京都港区元赤坂一丁目5番31号
【電話番号】	（03）6447-4534（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理担当執行役員 中沢 雄太
【最寄りの連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目5番31号
【電話番号】	（03）6447-4534（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理担当執行役員 中沢 雄太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	951,141	1,076,805	952,627	734,021	819,443
経常利益又は経常損失 () (千円)	170,844	154,039	117,884	254,501	137,157
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	120,311	100,351	320,875	255,031	137,687
持分法を適用した場合の投資損失 () (千円)	50	183	-	-	-
資本金 (千円)	364,548	365,518	376,188	384,165	13,145
発行済株式総数 (株)	2,629,382	2,632,682	2,669,584	2,722,655	2,732,655
純資産額 (千円)	1,273,480	1,373,227	1,072,631	832,171	702,519
総資産額 (千円)	1,417,458	1,534,360	1,286,551	1,025,275	1,002,350
1株当たり純資産額 (円)	483.07	521.61	401.80	305.65	257.08
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	45.90	38.16	121.13	94.11	50.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	42.26	36.50	-	-	-
自己資本比率 (%)	89.6	89.5	83.4	81.2	70.1
自己資本利益率 (%)	10.0	7.6	26.2	26.8	17.9
株価収益率 (倍)	44.58	25.29	7.26	6.46	15.96
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	149,656	250,376	49,308	198,732	73,855
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	134,248	86,608	69,679	2,061	2,839
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	507,938	2,343	98,010	5,677	104,513
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	800,647	962,072	941,093	734,621	762,439
従業員数 (人)	25	30	39	35	36
(外、平均臨時雇用者数)	(17)	(19)	(19)	(20)	(20)
株主総利回り (%)	35.9	18.2	16.6	11.5	15.2
(比較指標：東証グロース市場250指数) (%)	(82.6)	(61.0)	(59.0)	(53.8)	(56.4)
最高株価 (円)	5,700	2,083	1,685	882	1,149
最低株価 (円)	1,923	965	767	580	505

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第13期、第14期及び第15期の持分法を適用した場合の投資損失 () については、当社は関連会社を有しておりませんので記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため記載しておりません。

- 4 . 第13期、第14期及び第15期における潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 5 . 最高株価及び最低株価は、2022年 4 月 3 日以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであり、2022年 4 月 4 日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
- 6 . 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年 3 月31日）等を第12期の期首から適用しておりますが、主要な経営指標等を与える影響はありません。

2【沿革】

当社の創業者である岩井裕之は、BNPL（注）事業者における経験により、インターネット・スマートフォンの普及に伴うECビジネスの拡大の一方で、不正利用者が増加するであろうことに着想し、一過性のコンサルティングではなく、継続的に利用できるシステムを提供することができれば、増加する不正利用を食い止めることができ、安全なECの発展を支援することで社会貢献ができると考え、2011年1月28日に当社を設立するに至りました。

2011年1月	東京都千代田区神田において資本金2,400千円でかつこ株式会社を設立
2011年11月	決済コンサルティングサービスを開始
2012年6月	不正注文検知サービス「0-PLUX」をリリース
2012年8月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）認証取得
2012年12月	事業拡大に伴い、本社を東京都新宿区新宿に移転
2014年3月	事業拡大に伴い、本社を東京都港区元赤坂に移転
2015年1月	データサイエンスサービスを開始 プライバシーマーク認定取得
2016年7月	不正ログイン検知サービス「0-MOTION」をリリース
2019年11月	「第14回ニッポン新事業創出大賞 経済産業大臣賞」受賞
2020年6月	「0-PLUX for トラベル」など業界特化型「0-PLUX」3サービスをリリース
2020年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2021年10月	上限額なしでクレジットカード不正被害を補償する「0-PLUX Premium Plus」をリリース
2022年4月	月額4,000円から利用可能な不正注文検知サービス「不正チェッカー」をリリース 株式会社エルテスとオンライン取引におけるセキュリティ領域で資本業務提携 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2022年10月	「第16回ASPIC IoT・AI・クラウドアワード2022」社会業界特化系ASP・SaaS部門 総合グランプリ賞受賞
2022年12月	後払い決済導入パッケージ「SaaS型BNPLシステム」をリリース
2023年2月	パリュークリエーション株式会社とインターネット広告市場におけるアドフラウド対策領域で資本業務提携
2023年6月	フィッシング対策パッケージ「鉄壁PACK for フィッシング」をリリース
2023年11月	「第17回ASPICクラウドアワード2023」社会業界特化系ASP・SaaS部門 先端技術賞受賞
2024年4月	マーケティング支援サービス「いろはに分析」をリリース
2024年9月	メールチェックサービス「Mail Validator」をリリース

（注）Buy Now Pay Laterの略。クレジットカードを使わず、品物を先に受け取り、後から代金を支払う決済手法である後払い決済のこと。

3【事業の内容】

当社は「未来のゲームチェンジャーの『まずやってみよう』をカタチに」という経営ビジョンを掲げ、当社の有するデータサイエンスの技術とノウハウをもとに、アルゴリズム及びソフトウェアを開発・提供することで、企業の課題解決やチャレンジを支援する「SaaS型アルゴリズム提供事業」を展開しております。

特に、EC分野において、近年急増するオンライン決済での不正対策として、代金未払いとなり得る注文をリアルタイムに検知するSaaS型サービス「0-PLUX（オーブラックス）」を主力製品とする「不正検知サービス」を展開しており、当社事業の中核サービスと位置づけております。

また、「不正検知サービス」とシナジー効果を発揮するサービスとして、クレジットカード等を用いずに、商品の受け取り後に支払いができるBNPLを提供するBNPL事業者に向けて、システム提供及びコンサルティングを行う「決済コンサルティングサービス」を展開しており、BNPLの審査エンジンとして「0-PLUX」をご利用いただくことで、ワンストップのサービスを提供しております。

加えて、「SaaS型アルゴリズム提供事業」をEC分野のみならず、小売・流通業や製造業をはじめとした様々な分野において展開するべく、マーケティングや生産効率向上等に資するアルゴリズムを開発・提供する「データサイエンスサービス」を展開しております。

当社が、SaaS型アルゴリズム提供事業において提供している各サービスの具体的な内容は、以下のとおりです。

なお、当社は、SaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

（具体的なサービスの内容）

（1）不正検知サービス

当社は、当社の有するデータサイエンス及びセキュリティの技術・ノウハウをもとに、以下のとおり不正検知サービスを展開しております。

a. 不正検知サービス「0-PLUX」

「0-PLUX」は、ECにおける注文データを分析することで、代金未回収となり得る注文をリアルタイムに検知するSaaS型の不正検知サービスです。当社の有するAI・統計学・数理最適化といったデータサイエンスの技術で独自の検知モデルを構築し、日本語独特の表記ゆれを名寄せする正規化機能（注1）や、注文のあった端末を特定するデバイス特定機能（注2）などの機能により、単純なブラックリスト照合や担当者の目視による審査ではなしえなかった検知精度を実現いたしました。また、購入時にパスワード入力等を求める本人認証サービスと違い、画面遷移なく審査可能なため、購入者の操作性・利便性を損ねることなく不正対策が可能です。「0-PLUX」は、これらの機能・性能をご評価いただき、日本国内のECサイトにおける有償の不正検知サービスの累計導入件数№1を獲得しております。（株式会社東京商工リサーチが実施した「ECサイト不正検知サービスに関する累計導入数調査」による。調査対象時点は2025年3月末日時点。）

< EC事業者の不正対策 >

近年、クレジットカード番号等の情報を盗まれ不正に使われる「番号盗用被害」が急増し、被害額は500億円以上（注4）、うち番号盗用が9割超を占めております。ECにおいて番号盗用等によるクレジットカードの不正利用が発生した場合、カード保有者からの取引取消申請（チャージバック）により売上が取り消され、発送済みの商品も回収が困難なため、EC事業者は売上と商品の二重損失を被ります。さらに、不正利用が継続する加盟店では決済承認率が低下し、正当な取引まで通りにくくなるリスクもあります。一方、本人認証サービス（EMV 3-Dセキュア）の導入だけでは、認証時の離脱（かご落ち）による売上機会の損失に加え、代金引換注文での受取拒否や後払い決済での未払い、アフィリエイト報酬を狙ったなりすまし注文等、クレジットカード不正以外の不正手口には対応が困難です。「0-PLUX」は、これらEC取引における様々な不正注文をリアルタイムに検知する不正対策ツールとして、EC事業者への導入が進んでおります。

b. 不正口金検知サービス「0-MOTION」

「0-MOTION」は、会員サイト等において、本人になりすました不正なアクセスをリアルタイムに検知するSaaS型の不正口金検知サービスです。独自のデバイス情報・操作情報を駆使した不正判定により、User Agent（注3）、Cookie等を用いた従来型の検知では判別しきれなかった不正も判定・検知が可能です。その性能をご評価いただき、インターネットバンキングにおける不正送金や、2019年6月から施行されたいわゆる「チケット不正転売防止法」によって規制の対象となった不当なチケット買い占めによる高値転売の対策として、金融機関、大手チケットサイト等にご導入いただいております。

（2）決済コンサルティングサービス

当社の決済コンサルティングサービスは、主にBNPLを提供するBNPL事業者に向けて、当社のBNPLに関するノウハウをもとに、決済システムの提供及びBNPL事業の立上げ・運用のコンサルティングを行っています。

BNPLは、購入者にとって利便性が高い一方、それを提供するBNPL事業者にとっては、代金未払い等の回収リスクが高く、高精度な審査が不可欠となるため、当社は、「決済コンサルティングサービス」の提供とともに、BNPLの審査エンジンとして「O-PLUX」をご利用いただくことで、BNPLの構築をワンストップで支援しております。

(3) データサイエンスサービス

当社のデータサイエンスサービスは、マーケティングや業務生産性などの課題に対し、企業が保有するビッグデータを、AI、統計学、数値最適化等データサイエンスにおける最適な技法を用いて分析し、アルゴリズムを開発・提供するサービスです。基礎集計フェーズ、解析フェーズ、システム構築フェーズなど、フェーズごとに料金を設定することにより、透明性の高いサービスを提供しております。本サービスの主な事例は以下のとおりとなります。

- (a) アパレルメーカーの実店舗とECすべてを対象とした購買データをもとに、買い方別に顧客の特徴をクラスタリング（データを機能やカテゴリごとに分けて集めること）。月次での購買期待値順会員リスト生成と、クラスター別の施策やコミュニケーション立案材料の提供。
- (b) コールセンターの翌月の日・時間帯単位での需要を予測。現状の対応能力から、経営指標に応えられる応答率と、従業員の勤務希望、労働条件といった複数の制約を満たす人員配置計画を計算し、自動提供。

(当社のビジネスモデルについて)

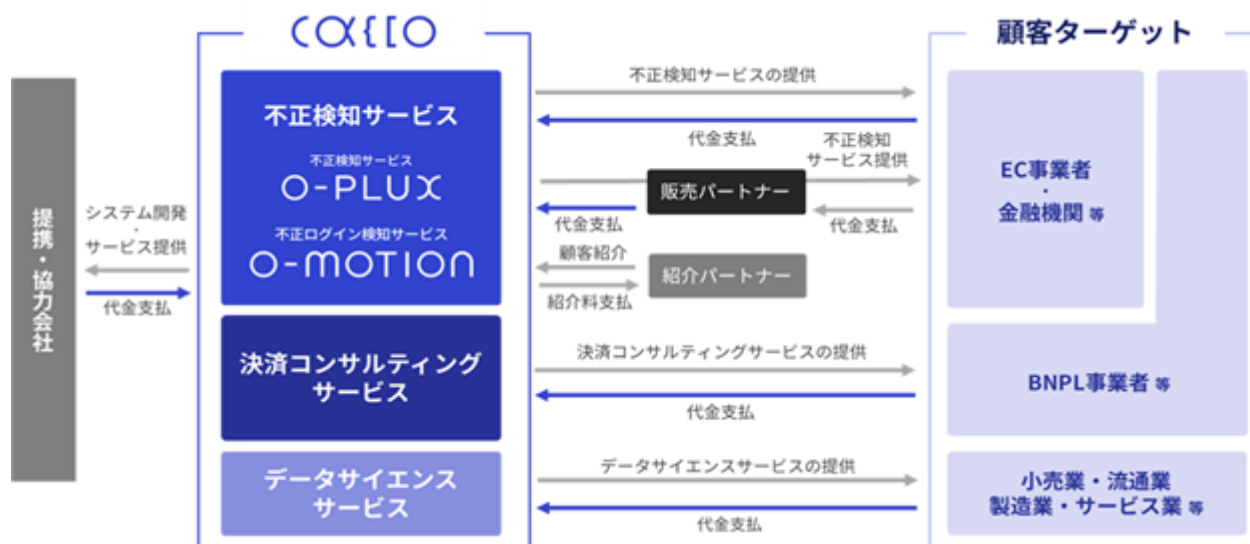
当社の不正検知サービスにおける収益構造は、定額課金である月額料金及び審査件数に応じた従量課金である審査料金からなるストック収益と、初期導入料金等のスポット収益で構成されており、2025年12月期において、売上高全体に占めるストック収益の割合は、79.7%となります。

ストック収益の成長を実現するために、当社のデータサイエンスの技術による更なる精度向上に加え、国内製品・自社製品ならではのモニタリング・サポート体制を提供することで顧客価値向上を実現し、利用企業及び審査件数の増加、並びに高い継続率の維持の実現を目指してまいります。

- (注) 1. 表記の異なる同一情報（例えば、「赤坂一丁目5番31号」と「赤坂1-5-31」）を一定のルールに基づいて変形し、表記を揃える機能のこと。
2. IPアドレス、cookie、言語設定等の端末に関する様々な情報や設定をもとに、注文のあった端末を特定する機能のこと。
3. ブラウザがWebサーバーに対して自動的に通知しているブラウザやOSの種類、バージョンなどの情報を組み合わせた識別子のこと。
4. 一般社団法人日本クレジット協会「クレジットカード不正利用被害の発生状況」

(事業系統図)

当社の事業系統図は下図のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
36(20)	36.9	6.0	7,019,527

- （注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- ２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- ３．当社は、SaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合（％） （注）１．	男性労働者の育児休業取得率（％） （注）２．	労働者の男女の賃金の差異（％） （注）１．		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
36.4	100.0	87.0	78.2	529.2

- （注）１．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものです。
- ２．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の６第１号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「未来のゲームチェンジャーの『まずやってみよう』をカタチに」という経営ビジョンを掲げ、当社の有するAI・統計学・数理最適化といったデータサイエンスの技術とノウハウをもとに、アルゴリズム及びソフトウェアを開発・提供することで、企業の課題解決やチャレンジを支援することを目指しております。

特に、不正検知サービスを中核サービスとして位置づけ、決済コンサルティングサービス及びデータサイエンスサービスとのシナジー効果を発揮することで持続的な成長を図り、セキュリティ・ペイメント・データサイエンスの技術で新しい価値を作り上げる会社として、企業価値の最大化を図ってまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための指標

当社は、売上高の継続的かつ累積的な増加を実現するため、不正検知サービスにおけるストック収益の金額を重要指標としております。

(3) 経営環境及び中長期的な経営戦略

消費者向け電子商取引（BtoC-EC）市場は、経済産業省による調査「令和6年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」によると、2024年は前年比5.1%増の26.1兆円となり、依然として高い成長率を維持しております。また、EC化率（全ての商取引市場規模に対する電子商取引市場規模の割合）が前年比0.4ポイント増の9.78%となるなど、BtoC-EC市場は依然として着実な成長を続けております。

一方、クレジットカード番号等の情報を盗まれ不正に使われる「番号盗用被害」が急増している近年の状況を受け、改正割賦販売法において、クレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じることが義務化されました。また、その実務上の指針となる、「クレジットカード・セキュリティガイドライン6.0版（クレジット取引セキュリティ対策協議会）」において、EC加盟店におけるEMV3-Dセキュアと不正ログイン対策の導入が必須となり、加えてカード情報保護対策及び不正利用対策が求められるなど、不正対策に対する社会的要請はますます高まっております。

こうした経営環境下において、当社は、以下の事項を中長期的な経営戦略として、事業推進してまいります。

不正利用対策レギュレーションの強化と不正検知サービスの機能拡充

EC市場の継続的な成長に伴い、クレジットカード不正利用被害が高止まりするなか、2025年3月発行の「クレジットカード・セキュリティガイドライン6.0版」ではEMV 3-Dセキュアの導入必須化に加え、不正ログイン対策の導入必須化が新たに規定されました。また、金融領域においても2025年初頭から大手ネット証券を中心に不正アクセス被害が急増し、金融庁による監督指針強化が進んでいます。こうした規制環境の変化を追い風に、当社の不正検知サービス「O-PLUX」および不正ログイン検知サービス「O-MOTION」へのニーズは一層高まっており、当社は以下の施策を通じて不正検知サービスのシェア拡大とサービス価値の向上を図ります。

(a) 「線の考え方」に基づく一貫した不正対策の推進

「クレジットカード・セキュリティガイドライン6.0版」において、EMV 3-Dセキュアの導入に加え、不正ログイン対策が必須化されました。これにより、決済時のみならず「会員登録・ログイン」から「決済後」までを「線」として捉え、各タイミングにおいて適切な不正利用対策を講じることが重要となっています。当社は、ログイン検知から決済検知まで一貫通貫で対応可能なソリューションを提供し、市場の規制対応ニーズに確実に応えてまいります。

(b) 顧客の売上最大化に資する機能拡充

EMV 3-Dセキュアの義務化に伴い、EC事業者においてカード会社による審査基準の厳格化を起因とした「決済承認率の低下」や、真正ユーザーの離脱を招く「カゴ落ち」が新たな課題となっています。当社は、カード会社との連携強化やリスクベース認証の適用を支援することで、不正を阻止するだけでなく承認率の向上を実現し、顧客の売上拡大に貢献してまいります。

(c) 金融領域における機能拡充とシェア拡大

大手金融機関を中心とした大規模な不正アクセス被害の急増を受け、金融機関におけるセキュリティ対策の重要性が高まっています。当社は、遠隔操作検知・危険国からのアクセス検知・外部DB連携といった金融特化機能

の拡充を進めるとともに、口座開設審査からログイン・取引時までの入口から利用までをシームレスに対策可能な体制構築を支援してまいります。あわせて、内部管理体制の構築支援やデータサイエンスを活用したコンサルティングの提供を通じ、金融機関のセキュリティ対策パートナーとしてシェア拡大を目指してまいります。

市場ドメイン単位のマーケティング・セールス戦略への転換

従来のプロダクト単位の販売戦略から、ドメイン（市場領域）単位でのソリューション提供へと転換することで、顧客獲得のスピードを加速します。特に、不正利用対策が求められるECや金融などのドメインにおいて、各プロダクトを統合したセキュリティ対策として展開し、引き続き以下の施策を実施します。

(a) プロダクト横断型のマーケティング強化

EC・金融・海外などのドメインごとに最適化された不正対策ソリューションの提供を通じて、企業ごとの課題に合わせた提案を実現し、新規顧客獲得を促進します。

(b) 潜在顧客層へのアプローチ強化

潜在顧客層に対する認知向上施策を強化し、「O-PLUX」および「O-MOTION」の導入拡大を図ります。特に、不正対策レギュレーションの強化を追い風として、EC加盟店における必須対応事項としての認知を深め、新規市場への浸透を加速します。

業務提携・M&Aを活用した新規事業領域の構築

当社は、既存事業の成長にとどまらず、新規事業領域の開拓を推進し、収益基盤の多角化を図ります。特に、業務提携・M&Aを活用しながら、サイバーセキュリティ・SaaS型サービスを中心に事業ポートフォリオを拡充し、以下の施策を実施します。

(a) 新規領域への参入と技術獲得

- ・クラウドセキュリティ、フィッシング対策、エンドポイントセキュリティ領域への進出
- ・データサイエンス技術を活用した新規SaaS型サービスの開発
- ・業務提携やM&Aを通じた新技術・ノウハウの獲得

(b) 収益基盤の多角化とシナジー創出

- ・既存のEC不正検知市場に依存せず、新たな事業領域を開拓
- ・M&Aによる新規事業の早期収益化
- ・獲得した技術・サービスを既存プロダクトと統合し、顧客価値を最大化

業務提携やM&Aを積極的に活用し、非連続的な成長を目指してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

不正検知サービスの売上高の拡大

主力の不正検知サービス「0-PLUX」を取り巻く市場環境におきましては、「クレジットカード・セキュリティガイドライン6.0版」の適用開始により、EC事業者に求められるセキュリティ基準が高度化しております。同ガイドラインでは、EC加盟店に対し「EMV3-Dセキュア」の導入に加え、「適切な不正ログイン対策」および「脆弱性対策」の実施が新たに義務付けられました。これにより、EC事業者は従来の決済時点のみの防御から、ログインを含めた取引プロセス全体を網羅した「線の考え方」に基づく一貫した対策が不可避となっております。

こうした制度的な追い風を受け、当社は、ガイドラインで必須化された広範なセキュリティ要件をワンストップで満たすべく、不正ログイン等を検知する「0-MOTION」と不正注文・決済を検知する「0-PLUX」を連携させたシームレスなサービス展開を強化してまいります。これにより、不正対策およびコンプライアンス対応を急ぐ企業のニーズを的確に捉え、新規顧客の獲得を加速させてまいります。

また、営業戦略においては、顧客の属する市場ドメイン（業種・業態）ごとの課題に特化した「市場ドメイン単位」の組織体制へと転換を図りました。顧客ごとの状況に合わせた最適なソリューション提案を迅速に行うことで、新規顧客の獲得ならびに収益基盤の着実な拡大に努めてまいります。

サービス開発投資の促進

当社は、EC市場、セキュリティ市場及びデータサイエンス市場を主たる事業領域としておりますが、近年の技術革新や市場ニーズの変化等により、国内外における競合サービスとの競争が一段と激化してきております。こうした状況の中で、当社は、不正検知サービス「0-PLUX」、不正ログイン検知サービス「0-MOTION」などの当社サービスについて、機能の拡充及び強化を図るべく積極的にサービス開発投資を推進し、今後の成長性及び競争優位性の維持・向上に努めてまいります。

アライアンス・M&Aの推進

当社は、既存事業の拡充、関連技術の獲得及び新規事業領域への進出を図るためには、アライアンス・M&Aの活用が有効であると考えております。当社は、当社とのシナジー効果並びに投資の効果及びリスクを見極めながら、アライアンス・M&Aを推進することによって、既存事業の更なる成長を図るとともに、事業領域の拡大及び新たな収益機会の獲得に努めてまいります。

優秀な人材の確保及び更なる社員の能力向上

当社の業容拡大に伴い、優秀な人材の確保及び更なる社員の能力向上が不可欠であると考えております。当社は、即戦力の人材確保を目的とした中途採用と将来を担う人材の確保及び組織の活性化を目的とした新卒採用を積極的に行い、加えて、更なる社員の能力向上を目的とした人材育成・人材開発を強化することで、持続的な成長を支える組織の構築に取り組んでまいります。

内部管理体制の強化

当社は、更なる事業拡大及び持続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化とともに、確固たる内部管理体制の構築を通じた業務の標準化・効率化を図ることが重要であると考えております。当社は、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

『未来のゲームチェンジャーの「まずやってみよう」をカタチに』を経営ビジョンとし、持続可能な社会の実現に向けて、事業を通じた環境・社会課題の解決と社会の発展に貢献することで、持続的成長と企業価値向上の実現を目指しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、経営の効率化を図ると共に、透明性及び客観性を高め、健全な事業活動を行っていくことで企業価値を継続的に高められると考えており、その実現のために内部統制の仕組、コンプライアンス体制及びリスク管理体制を強化し、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要な経営課題であると認識しております。

詳細は、「第4 提出会社の状況」「4 コーポレート・ガバナンスの状況等」(1)「コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社は、持続的に企業価値を高めていくために、人材への積極的な投資が不可欠であると考えています。したがって、当社は人材の育成及び社内環境整備に関する方針として、社員一人ひとりが自律的に成長できるように、「自己申告制度」「ストレングスファインダー研修」「360度サーベイ」「コーチング制度」等の取り組みを推進するとともに、様々な人材が多様な働き方で能力を最大限に発揮できるように、「フルフレックス制度」「テレワーク制度」「遠隔地居住制度」等を推進することで働きやすい就業環境を整備しております。加えて、「クラブ活動制度」「書籍購入補助制度」等、社員のコミュニケーション活性化および自己啓発に資する取り組みも合わせて実施しております。

(3) リスク管理

当社は、リスク・コンプライアンス委員会において、各種リスク管理の方針等について審議を行い、各担当部門を中心にリスクの評価および対応を実施する仕組みを構築しております。さらに、案件に応じて取締役会への報告を行う仕組みを構築しております。なお、当社が認識している主なリスクについては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社では、「(2)戦略」に記載した、人材の育成及び社内環境整備に関する方針に係る指標について、本報告書提出日現在において、母集団としての従業員数が少数であり、適切な目標水準の設定が困難であるため、当該指標についての具体的な目標を設定しておりません。今後、関連する指標のデータ収集及び分析を進め、開示項目を検討してまいります。

3【事業等のリスク】

当社の事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 市場の動向について

当社の主たる事業領域であるEC市場、セキュリティ市場及びデータサイエンスの市場は、インターネット環境の整備、インターネットの利用拡大等を背景に市場規模の拡大を続けておりますが、当該市場を取り巻く新たな規制の導入や、その他予期せぬトラブル等により、市場の成長が鈍化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新への対応について

当社は、提供する各サービスの価値向上のために有効であると思われる新たな技術やノウハウを積極的に取り入れ、サービス機能の拡充及び強化を進めていく方針ですが、技術革新等への対応が遅れた場合や、予想外に開発費等の費用が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

当社は、EC市場、セキュリティ市場及びデータサイエンス市場を主たる事業領域としておりますが、当該分野においては、まだ発展途上の市場ではあるものの、今後多くの企業の参入が見込まれ、競合サービスが増加する可能性があります。そのため、十分な差別化や機能向上等が行えなかった場合や、新規参入等により競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) プロジェクトの検収時期の変動あるいは収支の悪化について

当事業の一部において、顧客の検収に基づき売上高を計上しております。そのため、当社はプロジェクトごとの進捗を管理し、計画どおりに売上高及び利益が計上できるように努めております。しかしながら、プロジェクトの進捗によって納期が変更され、検収時期が遅延し、計画どおりに売上を計上することができない場合があります。

特に、各四半期、年度末に予定されていた検収が翌四半期末や翌事業年度に遅れると、当該期間での当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システム障害について

当社では情報セキュリティマネジメントシステム認証を取得し、リスクマネジメントに努めておりますが、サービスの基盤をインターネットに依存しているため、顧客へのサービス提供が妨げられるようなシステム障害の発生やサイバー攻撃によるシステムダウン等を回避すべく、サーバー設備の強化や稼働状況の監視等により未然防止策を実施しております。

このような対応にもかかわらず大規模なシステム障害が発生した場合には、サービスの提供に支障をきたし、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) AWSサーバー障害時について

当社の提供するサービスは、外部クラウドサーバー(Amazon Web Services、以下「AWS」という。)にてサービスを提供しており、AWSの安定的な稼働が当社の業務遂行上必要不可欠な事項となっております。AWSは、世界中に点在する複数の地理的リージョン(注1)及びアベイラビリティゾーン(注2)で運用されており、FISC安全対策基準(注3)を満たす安全性を備えておりますが、AWSの不備や人為的な破壊行為、自然災害等、当社の想定していない事象の発生によるサービスの停止により収益機会の逸失等を招く恐れがあります。このような事態が発生した場合には当社が社会的信用を失うこと等が想定され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報保護法による規制について

不正検知サービスにおいて、利用企業から受領している審査データは、利用企業におけるハッシュ化(注4)等の処理の結果、特定の個人が識別されることのない態様により受領しておりますが、当社は、当該データについて、個人情報保護法に定める個人情報と同等に取り扱うべく、規程や業務フローを制定し、情報管理体制を整備しております。併せて、役員及び従業員を対象とした社内教育を通じて、関連ルールの周知徹底及びルール遵守に対する意識向上を図るとともに、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークを取得しております。

しかしながら、個人情報や当社の関係者や業務提携先の故意又は過失により、外部へ流出もしくは悪用される事態が発生した場合には、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社並びに運営サービスの信頼性やブランドが毀損し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 法的規制について

当社は企業活動に関わる各種法令の規制を受けておりますが、当社の事業継続に著しく重要な影響を及ぼす特有の法的規制は、本書提出日時点において存在しないと考えております。当社は、各種法令の規制を遵守するべく社内体制を整備・強化しておりますが、今後、既存法令等の改正や新たに当社の行う事業を規制する法的規制が適用されることとなった場合、また、不測の事態により、万が一、法的規制等に抵触しているとして何らかの行政処分等を受けた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定の市場への依存について

2025年12月期における当社の売上高に占める不正検知サービスの売上高の割合は83.6%であり、また、それら取引先は主にEC事業者であることから、特定の市場への依存度が高い状況にあります。本書提出日現在において、EC市場は、将来の成長が見込まれておりますが、今後、予期しない環境の変化により、当該市場の成長に何らかの問題が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 外注先の確保について

当社の事業においては、必要に応じて、システムの設計、構築等について協力会社を外注しております。

現状では、有力な協力会社と長期的かつ安定的な取引関係を保っておりますが、協力会社において技術力及び技術者数が確保できない場合及び外注コストが高騰した場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定人物への依存について

当社創業者である岩井裕之は、当社の大株主かつ代表取締役であり、当社の経営方針や事業戦略の立案及び決定における中核として重要な役割を果たし、新たな事業モデルの創出においても中心的な役割を担っております。当社は権限移譲等を行うことで同氏に依存しない経営体制の整備に努めておりますが、現状、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 新規事業について

当社は今後も、積極的に新サービスもしくは新規事業に取り組んでまいります。これによりシステムへの先行投資や、広告宣伝費等に追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、展開した新領域での新規事業の拡大及び成長が当初の予定どおりに進まない場合、投資を回収できず、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現状では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても将来の事業展開と経営体質の強化を目的に必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討してまいります方針ですが、本書提出日現在において配当実施の可能性及び、その実施時期につきましては未定であります。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社は、役員等意欲や士気を高め、一層の収益拡大と体質強化を図ることを目的として、ストックオプション（新株予約権）を発行しております。本書提出日現在、新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）による潜在株式数は113,073株であり、発行済株式総数2,732,655株の4.1%に相当します。今後これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化することになり、将来における株価へ影響を及ぼす可能性があります。

(15) 税務上の繰越欠損金について

当社は、2025年12月期末時点において、税務上の繰越欠損金を有しております。今後、当社の業績が事業計画に比して順調に推移し、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(16) 人材の確保・育成について

当社は、経営に不可欠な資源は「ヒト」であり、優秀な人材を確保し従業員満足度を上げることで、社員が最大限の力を発揮できると考えており、適材適所の配置、市場環境に対応できる能力を獲得させるための教育、社内コミュニケーションの円滑化などに努めております。しかしながら、当社が人材の確保、活用、育成強化に十分対応できない事象が発生した場合、経営判断、成長力や競争力が影響を受ける可能性があります。

(17) 知的財産権に関するリスク

当社は、第三者の特許権及び商標権等の知的財産権に関して、外部の弁理士などを通じて調査する等、その権利を侵害しないよう留意するとともに、必要に応じて当社の知的財産権の登録等について申請することで、当該リスクの回避を検討しております。しかしながら、当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性や当社の事業分野で第三者による知的財産権が成立する可能性があることから、当社による第三者の知的財産権の侵害が生じる可能性は否定できず、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者より、損害賠償請求、使用差し止め請求、又はロイヤリティの支払い要求などが発生する可能性があります。当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 小規模組織について

当社は、2025年12月31日現在において、取締役7名、従業員36名と小規模な組織となっており、内部管理体制もこれに応じたものとなっております。当社は、今後の事業規模の拡大に応じて、人員の増強と内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

- (注) 1. 地理的に独立したサーバーの設置エリアのこと。各リージョン同士は完全に独立しているため、1つのリージョンで障害が発生しても他のリージョンには影響が出ない設計となっている。
2. リージョンの中の個々の独立したデータセンターの名称のこと。
3. 金融庁が金融機関のシステム管理体制を検査する際に使用する基準のこと。
4. 元のデータから一定の計算手順に従ってハッシュ値と呼ばれる規則性のない固定長の値を求め、その値によって元のデータを置き換えること。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における流動資産は876,137千円となり、前事業年度末に比べ12,775千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が27,818千円増加したことによるものであります。固定資産は126,212千円となり、前事業年度末に比べ35,699千円減少いたしました。これは主にソフトウェアが34,714千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は1,002,350千円となり、前事業年度末に比べ22,924千円減少いたしました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は221,051千円となり、前事業年度末に比べ95,910千円増加いたしました。これは主に1年内返済予定の長期借入金が94,542千円増加したことによるものであります。固定負債は78,779千円となり、前事業年度末に比べ10,817千円増加いたしました。これは主に長期借入金が9,971千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は299,831千円となり、前事業年度末に比べ106,727千円増加いたしました。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は702,519千円となり、前事業年度末に比べ129,652千円減少いたしました。これは主に当期純損失の計上により利益剰余金が137,687千円減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は70.1%（前事業年度末は81.2%）となりました。

経営成績の状況

当事業年度（2025年1月1日～2025年12月31日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策により回復を下支えする期待はあるものの、各国の通商政策等による景気の下振れリスクや、物価上昇が消費者マインドの下振れ等を通じて消費に影響を及ぼすリスクがあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

消費者向け電子商取引（BtoC-EC）市場は、経済産業省による調査「令和6年度デジタル取引環境整備事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」によると、2024年は前年比5.1%増の26.1兆円となり、依然として高い成長率を維持しております。また、EC化率（全ての商取引市場規模に対する電子商取引市場規模の割合）が前年比0.4ポイント増の9.78%となるなど、BtoC-EC市場は依然として着実な成長を続けております。

一方、クレジットカード番号等の情報を盗まれ不正に使われる「番号盗用被害」が急増している近年の状況を受け、改正割賦販売法において、クレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じることが義務化されました。また、その実務上の指針となる、「クレジットカード・セキュリティガイドライン6.0版（クレジットカード取引セキュリティ対策協議会）」において、EC加盟店におけるEMV3-Dセキュアと不正ログイン対策の導入が必須となり、加えてカード情報保護対策及び不正利用対策が求められるなど、不正対策に対する社会的要請はますます高まっております。

このような事業環境のもとで、当社は「未来のゲームチェンジャーの『まずやってみよう』をカタチに」という経営ビジョンを掲げ、当社の有するセキュリティ・ペイメント・データサイエンスの技術とノウハウをもとに、アルゴリズム及びソフトウェアを開発・提供することで、企業の課題解決やチャレンジを支援する「SaaS型アルゴリズム提供事業」を展開してまいりました。

不正検知サービスにおいては、当事業年度より、従来の不正検知サービス「O-PLUX」や不正ログイン検知サービス「O-MOTION」などプロダクト単体での販売戦略から、ECや金融などのドメイン（市場領域）ごとに最適化された不正対策ソリューションの提供へと戦略を転換いたしました。主力サービスである「O-PLUX」と「O-MOTION」を組み合わせた包括的な不正対策提案を強化するとともに、不正ログイン審査のモバイルアプリ対応を実現し、主にEC領域や金融領域の市場ニーズに応えてまいりました。また、顧客の導入負荷軽減を目的に、追加機能開発およびECパッケージやショッピングカート事業者とのシステム連携を推進しております。その結果、当事業年度の不正検知サービスのストック収益額（定額課金である月額料金と審査件数に応じた従量課金である審査料金の合計額。）は652,736千円（前年同期比25.3%増）となりました。

決済コンサルティングサービスにおいては、SaaS型BNPLシステムの受注獲得に努め、また、データサイエンスサービスにおいては、データ分析案件の受注獲得に努めました。

以上の結果、当事業年度の売上高は819,443千円（前年同期比11.6%増）、営業損失 133,365千円（前年同期は営業損失 244,513千円）、経常損失 137,157千円（前年同期は経常損失 254,501千円）、当期純損失 137,687千円（前年同期は当期純損失 255,031千円）となりました。前々事業年度に生じた主要取引先の解約による売上

高の減少が響き、継続して営業損失及び当期純損失を計上しております。加えて、翌期につきましても引き続き営業損失を計上する見込みです。当社といたしましては、上述のターゲット市場別のアプローチによる新規顧客の獲得を推進し、早期の黒字化に向けた収益基盤の再構築に注力いたします。さらに、既存の事業領域にとどまらず、新たな市場獲得に向けた業務提携やM&Aを積極的に活用し、非連続的な成長を目指してまいります。

なお、当社はSaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ27,818千円増加し、762,439千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により支出した資金は、73,855千円（前事業年度は198,732千円の支出）となりました。これは主に、税引前当期純損失137,157千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は、2,839千円（前事業年度は2,061千円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出2,839千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は、104,513千円（前事業年度は5,677千円の支出）となりました。これは主に、長期借入れによる収入120,000千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(b) 受注実績

当社が行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(c) 販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社はSaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載をしております。

サービスの名称	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
不正検知サービス	685,223	123.99
決済コンサルティングサービス	50,968	56.08
データサイエンスサービス	57,786	105.53
その他	25,465	71.24
合計	819,443	111.64

(注) 1. 当事業度において、販売実績に著しい変動がありました。これは、決済コンサルティングサービスにおいて、取引停止があったこと等によるものであります。

2. 主な販売先については、総販売実績の100分の10以上の販売先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りを行うにあたり、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる結果をもたらす場合があります。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

また、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、事業活動に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

当社の資金需要のうち主なものは、システム運用に係る原価、販売費及び一般管理費等の営業費用であり、投資を目的とした資金需要は、システム開発への投資によるものであります。

これらの資金は、自己資金、金融機関からの借入、新株発行等により資金調達していくことを基本としておりますが、財政状態を勘案しつつ、資金使途及び需要額に応じて、柔軟に検討を行う予定であります。

なお、当事業年度における借入金等の有利子負債の残高は186,648千円となっております。また、当事業年度における現金及び現金同等物の残高は762,439千円となっております。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の進捗状況

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社は経営上の目標の達成を判断するための客観的な指標として、不正検知サービスのストック収益の金額を重要な経営指標と位置づけております。

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
不正検知サービスのストック収益（千円）	705,497	520,790	652,736

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、日々複雑化・多様化する不正（不正注文、不正アクセス等）に対抗していくため、最新の不正手口及び技術情報の調査及び基礎研究を行うとともに、市場ニーズに応える新たな機能の製品化のための活動等を行っております。

当事業年度における研究開発費の総額は、37,282千円であります。なお、当社はSaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

なお、当社はSaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	本社設備等	653	3,064	32,799	-	36,518	36(20)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社建物を賃借しております。年間賃借料は18,194千円であります。

3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書きしております。

4. 当社は、SaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,000,000
計	5,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年3月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,732,655	2,732,655	東京証券取引所 (グロース市場)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,732,655	2,732,655	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第3回新株予約権及び第5回新株予約権

	第3回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	2016年5月23日	2017年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 33(注)6.	当社取締役 4 当社従業員 28(注)7.
新株予約権の数(個)	12,134(注)1.	6,773(注)1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,402 (注)1.5.	普通株式 20,319 (注)1.5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,267(注)2.5.	1,267(注)2.5.
新株予約権の行使期間	自 2018年3月30日 至 2026年3月29日	自 2019年7月1日 至 2027年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,267 資本組入額 633.5(注)5.	
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	

当事業年度の末日(2025年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、3株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式一株あたりの時価（ただし、株式上場前においては、調整前の行使価額をいう。以下同じ。）を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員（以下、「当社等役職員」という。）又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）までは新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。

- (a) 上場日以降直ちに、割当てられた権利の3分の1を上限として行使することができる。
- (b) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2を上限として行使することができる。
- (c) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
- (d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社になる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）を行う場合において、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編成対象会社の新株予約権が交付されるのは、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において、次の 乃至 に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨の定めが存することを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権割当契約書に従って定める調整後払込金額に、上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該新株予約権割当契約書に定める新株予約権の権利行使期間の開始日、又は組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、当該新株予約権割当契約書に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当該新株予約権割当契約書に定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定するものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を得るものとする。

新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定するものとする。

新株予約権の取得の事由及び条件

当該新株予約権割当契約書に定める「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に準じて決定するものとする。

5. 2020年8月12日開催の取締役会決議により、2020年9月9日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失及び当社従業員の当社取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、当社従業員9名、社外協力者1名となっております。
7. 付与対象者の退職による権利の喪失及び当社従業員の当社取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、当社従業員10名、社外協力者1名となっております。

第 6 回新株予約権

	第 6 回新株予約権
決議年月日	2018年 3 月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社従業員 25（注）6 .
新株予約権の数（個）	9,819（注）1 .
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 29,457（注）1 . 5 .
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,267（注）2 . 5 .
新株予約権の行使期間	自 2020年 3 月29日 至 2028年 3 月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,267 資本組入額 633.5（注）5 .
新株予約権の行使の条件	（注）3 .
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4 .

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年 2 月28日）において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 . 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、3 株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式一株あたりの時価（ただし、株式上場前においては、調整前の行使価額をいう。以下同じ。）を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 . 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員（以下、「当社等役職員」という。）又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とする。

新株予約権の目的となる株式が、金融商品取引所に上場され取引が開始される日（以下、「上場日」という。）までは新株予約権を行使することはできない。

新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。

- (a) 上場日以降直ちに、割当てられた権利の3分の1を上限として行使することができる。
- (b) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2を上限として行使することができる。
- (c) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。
- (d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社になる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）を行う場合において、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編成対象会社の新株予約権が交付されるのは、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において、次の 乃至 に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨の定めが存することを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権割当契約書に従って定める調整後払込金額に、上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該新株予約権割当契約書に定める新株予約権の権利行使期間の開始日、又は組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、当該新株予約権割当契約書に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当該新株予約権割当契約書に定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定するものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を得るものとする。

新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定するものとする。

新株予約権の取得の事由及び条件

当該新株予約権割当契約書に定める「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に準じて決定するものとする。

5. 2020年8月12日開催の取締役会決議により、2020年9月9日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失及び当社従業員の当社取締役就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、当社従業員10名となっております。

第8回新株予約権

	第8回新株予約権
決議年月日	2020年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社従業員 25 社外協力者 3（注）6．
新株予約権の数（個）	8,965 [8,954]（注）1．
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 26,895 [26,862]（注）1．5．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,267（注）2．5．
新株予約権の行使期間	自 2022年3月26日 至 2030年3月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,267 資本組入額 633.5（注）5．
新株予約権の行使の条件	（注）3．
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4．

当事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、3株であります。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記の他、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員（以下、「当社等役職員」という。）又は社外協力者の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、又は定年により退職した場合、その他当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

その他の行使の条件については、当該新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社になる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）を行う場合において、組織再編成行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」

という。)の新株予約権を交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編成対象会社の新株予約権が交付されるのは、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において、次の 乃至 に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨の定めが存することを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定するものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価値は、(注)2に従って定める調整後払込金額に、上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該新株予約権割当契約書に定める新株予約権の権利行使期間の開始日、又は組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、当該新株予約権割当契約書に定める新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

当該新株予約権割当契約書に定める「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定するものとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を得るものとする。

新株予約権の取得の事由及び条件

当該新株予約権割当契約書に定める「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に準じて決定するものとする。

5. 2020年8月12日開催の取締役会決議により、2020年9月9日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。
6. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役5名、当社従業員12名、社外協力者1名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2020年 9 月 9 日 (注) 1 .	1,558,054	2,337,081	-	100,000	-	276,211
2020年12月16日 (注) 2 .	245,000	2,582,081	227,654	327,654	227,654	503,865
2020年12月24日 (注) 3 .	37,500	2,619,581	34,845	362,499	34,845	538,710
2021年 1 月31日 ~ 2021年12月31日 (注) 4 .	9,801	2,629,382	2,049	364,548	2,049	540,759
2022年 1 月31日 ~ 2022年12月31日 (注) 4 .	3,300	2,632,682	970	365,518	970	541,729
2023年 1 月 1 日 ~ 2023年 4 月26日 (注) 4 .	1,188	2,633,870	118	365,637	118	541,848
2023年 4 月27日 (注) 5 .	20,000	2,653,870	8,980	374,167	8,980	550,828
2023年 4 月27日 ~ 2023年12月31日 (注) 4 .	15,714	2,669,584	1,571	376,188	1,571	552,399
2024年 1 月 1 日 ~ 2024年 4 月25日 (注) 4 .	43,071	2,712,655	4,307	380,495	4,307	556,707
2024年 4 月26日 (注) 6 .	10,000	2,722,655	3,670	384,165	3,670	560,377
2025年 4 月25日 (注) 7 .	10,000	2,732,655	3,145	387,310	3,145	563,522
2025年 5 月 1 日 (注) 8 .	-	2,732,655	374,165	13,145	263,446	826,968

(注) 1 . 株式分割 (1 : 3) によるものであります。

2 . 有償一般募集 (ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,020円

引受価額 1,858.40円

資本組入額 929.20円

払込金総額 455,308,000円

3 . 有償第三者割当 (オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 2,020円

資本組入額 929.20円

割当先 株式会社 S B I 証券

4 . 新株予約権行使による増加であります。

5 . 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行 20,000株

発行価格 898円

資本組入額 449円

割当先 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4 名

6 . 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行 10,000株

発行価格 734円

資本組入額 367円

割当先 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4 名

7. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行 10,000株
 発行価格 629円
 資本組入額 314.5円
 割当先 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名
8. 会社法第447条第1項の規定に基づき、2025年5月1日付で資本金を374,165千円減少（減資割合96.6%）し、そのうち263,446千円を資本準備金に振り替え、残り110,718千円をその他資本剰余金に振り替えております。また、減資の効力発生を条件に、その他資本剰余金110,718千円を繰越利益剰余金へ振り替えることにより、欠損填補いたしました。

（５）【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満株式 の状況（株）	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	1	16	18	14	9	2,131	2,189	-
所有株式数（単 元）	-	159	2,520	5,410	606	29	18,568	27,292	3,455
所有株式数の割合 （％）	-	0.58	9.23	19.82	2.22	0.11	68.03	100	-

（６）【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
Symbolキャピタル合同会社	東京都中央区新川2丁目22-12 オーパスレジデンス日本橋イースト803	465	17.01
岩井 裕之	東京都中央区	435	15.94
中沢 雄太	千葉県柏市	222	8.12
亀山 誠	埼玉県所沢市	208	7.61
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	66	2.43
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	57	2.08
山本 裕治	神奈川県茅ヶ崎市	51	1.88
田邊 友祐	鹿児島県鹿児島市	51	1.86
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東京ビルディング	49	1.82
中山 勝史	東京都世田谷区	40	1.48
計	-	1,647	60.29

(注)Symbolキャピタル合同会社は、当社代表取締役社長である岩井裕之が持分を保有する資産管理会社であり、当社株式に係る同氏の共同保有者であります。

(7) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,729,200	27,292	-
単元未満株式	普通株式 3,455	-	-
発行済株式総数	2,732,655	-	-
総株主の議決権	-	27,292	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。しかしながら、現状では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても将来の事業展開と経営体質の強化を目的に必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討してまいりの方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期につきましては未定であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、事業の効率化及び継続的な事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、会社法第459条第1項に基づき、期末配当は12月31日、中間配当は6月30日を基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めて社会的信頼に応えていくことが、持続的な成長には不可欠であると考えております。その結果が、企業価値を向上させ、株主や債権者、従業員など企業を取り巻くさまざまなステークホルダーへの利益還元につながるとの認識に立ち、日々コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会制度、監査等委員会制度を採用し、取締役会、監査等委員会により経営の意思決定及び業務執行、監督・監査をおこなっております。

a 取締役会

有価証券報告書提出日（2026年3月25日）現在において、当社の取締役会は、代表取締役社長 岩井裕之が議長を務め、専務取締役 関根健太郎、取締役 成田武雄、取締役 岡田知嗣、社外取締役常勤監査等委員 小川弦一郎、社外取締役監査等委員 中山寿英、社外取締役監査等委員 志村正之の取締役7名（うち、社外取締役3名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役間の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。なお、当社は、2026年3月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は7名（うち、社外取締役3名）となります。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

（取締役会の活動状況）

当事業年度において当社は取締役会を24回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	出席状況
代表取締役社長	岩井 裕之	24回/24回
専務取締役	関根 健太郎	24回/24回
取締役	成田 武雄	24回/24回
取締役	岡田 知嗣	24回/24回
社外取締役（常勤監査等委員）	小川 弦一郎	24回/24回
社外取締役（監査等委員）	中山 寿英	24回/24回
社外取締役（監査等委員）	志村 正之	17回/17回
社外取締役（監査等委員）	鈴木 貞洋	7回/7回

（注）1．社外取締役の志村正之氏は、2025年3月27日開催の第14期定時株主総会において就任しておりますので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

2．社外取締役の鈴木貞洋氏は、2025年3月27日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって退任しておりますので、退任までの期間に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容として、法令及び定款に定められた事項、経営全般に関する事項や重要な業務執行等について審議したほか、月次業績及び各事業の進捗状況等について報告を受けております。

b 監査等委員会

当社の監査等委員会は、社外取締役常勤監査等委員 小川弦一郎が議長を務め、社外取締役監査等委員 中山寿英、社外取締役監査等委員 志村正之の監査等委員3名（3名全員が社外取締役）で構成され、原則として毎月1回定期開催と、必要に応じて臨時機動的に臨時開催を行っております。取締役会においては経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

c 内部監査チーム

当社の内部監査組織は、代表取締役社長直属の独立したチームである内部監査チーム（内部監査責任者1名、内部監査担当者2名）が、年度監査計画を策定し、原則として、每期全部署を対象として内部監査を実施しております。内部監査チームは、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長のみならず、取締役会並びに監査等委員会に直接報告する仕組みとなっております。また、改善指示を各部門へ通知し、そのフォローアップに努めております。

d リスク・コンプライアンス委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、事業の継続安定的な発展と全社的なコンプライアンス体制を強化・推進するべく原則として6ヶ月に1回、委員会を開催し、市場、

情報セキュリティ、環境、労務、サービスの品質等様々な事業運営上のリスク、社内のコンプライアンス違反事例の共有、対応、啓蒙施策等について、リスク評価、対策等に関し協議を行い、具体的な対応を検討・協議しております。

e 外部専門家

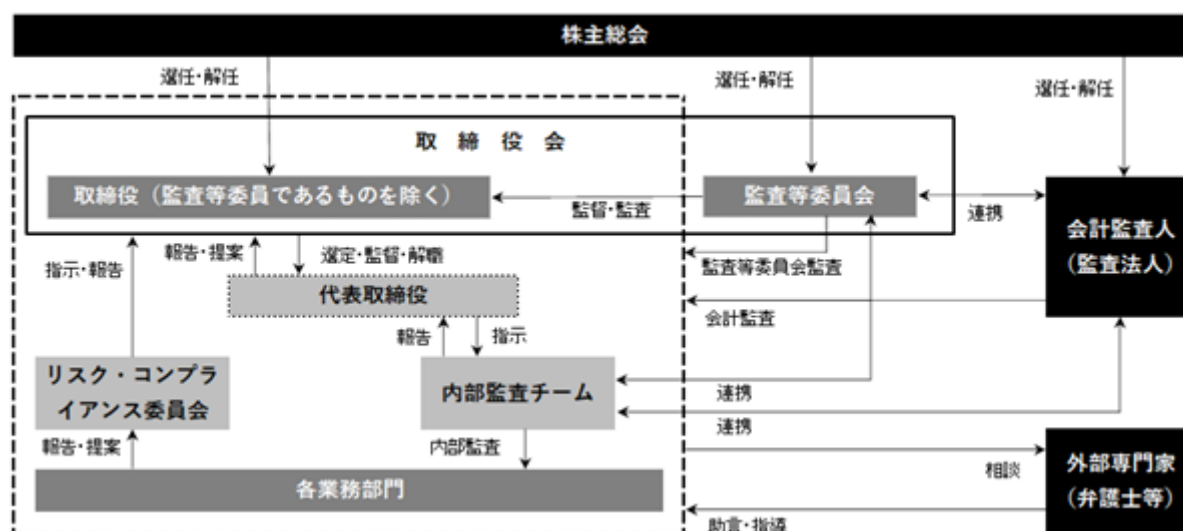
当社は、法律やその他専門的な判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士、顧問社労士等に相談し、必要に応じてアドバイスを受け検討し、判断しております。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、経営の透明性、健全性の向上及び経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化のため、上記の体制、組織を構築しております。

ハ. コーポレート・ガバナンス体制図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の様式図は以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当社は「内部統制システムの構築に関する基本方針」を制定し、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じることにより、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令、倫理、社会規範の遵守を経営の最重要課題の一つと位置づけ、「コンプライアンス規程」を制定し、企業倫理及びコンプライアンスの意識の醸成と浸透を図る。
- (b) 監査等委員会を設置し、業務執行取締役及び執行役員の業務執行の監督機能の充実を図り、経営の健全性と透明性の維持並びに一層の向上を図る。
- (c) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (d) 内部監査部門は、法令及び定款等の遵守状況及び業務の効率性について監査し、取締役社長に報告する。
- (e) 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対策規程」において「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」旨明記し、これを排除し、警察等外部関係機関と連携を図り、これに対応する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 株主総会、取締役会等重要な会議の議事録、稟議書、各種契約書、その他の職務の執行に関わる重要な文書（電磁的な記録を含み、以下同様とする。）は、法令、定款及び「文書管理規程」等に基づき、適正に作成、保存、管理（廃棄を含む。）する。
- (b) 情報の管理については、情報セキュリティマネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステムの規格に基づき適正に管理する。
- (c) 取締役は、必要に応じてこれら職務の執行に関わる重要な文書を閲覧することができる。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「リスク管理規程」に必要な条項を定め、リスク管理体制を構築・整備・運用する。
- (b) 内部監査部門は、各部署のリスク管理の状況が適切であるかを随時モニタリング及びレビューし、取締役社長に報告する。

(c) 事業の重大な障害、事件、事故、及び災害等が発生した場合は、取締役社長を長とする対策本部を設置し、情報収集、対応策の検討・決定及び実施等により、事態の早期解決を図る。

d 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保し、チェック機能の強化と業務執行の効率化を図る。

(b) 取締役会において、中期経営計画及び年度予算を策定し、各部署において達成すべき目標を明確化するとともに、経営環境の変化に機敏に対応しつつ連携を保つため、必要な情報を全社的に共有する環境を整備する。

(c) 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役並びに執行役員の業務執行状況の監督を行う。

e 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための内部統制については、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、評価、維持、改善を行う。

f 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の監査等委員以外からの独立性に関する事項、及び当該従業員に関する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査等委員会がその職務を補助するスタッフを必要とする場合は、監査等委員と取締役との協議の上、従業員の中から監査等委員会を補助するスタッフを指名する。

(b) 監査等委員会のスタッフを兼務する従業員の任命・異動については、監査等委員会の事前同意を得る。

(c) 監査等委員会のスタッフを兼務する従業員は、監査等委員の業務命令に関しては、監査等委員以外の取締役、執行役員或いは管理職の指揮命令を受けない。

g 取締役及び従業員が監査等委員会の監査等委員に報告するための体制

監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、取締役、執行役員及び従業員は、以下の事項が発生した場合、速やかに監査等委員会に報告する。

(a) 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生したとき

(b) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見したとき

(c) その他当社の信用を毀損するおそれのある事実を発見したとき

(d) 上記に準じ、当社の事業運営上重要な影響を及ぼす事実を発見したとき

h 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対して報告（内部通報を含む）を行った当社取締役、執行役員及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを一切禁止する。

i 監査等委員会の職務執行について生じる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに係る方針、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 監査等委員の職務の執行について生じる費用、債務又は会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、当該費用、債務又は請求が必要でないことが合理的に認められる場合を除き、速やかに処理を行い、当社が負担する。

(b) 監査等委員会は、必要に応じ、弁護士、公認会計士その他外部の専門家と連携を図る。

ロ．リスク管理体制の整備状況

当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社のリスク管理についての基本方針及び推進体制を定めております。また、顧問弁護士等の外部専門家と適宜連携をおこなうことにより、リスクに対して迅速な対応ができる体制を整えております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

二．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役員及び会社法上の重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

なお、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

ホ．取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名以内、監査等委員である取締役は3名とする旨定款に定めております。

へ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

ト．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ．剰余金の配当等について

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を図ることを目的とするものであります。

リ．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、持続的かつ安定的な成長を目指し、企業価値の最大化及び株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきだと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2026年3月25日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性7名 女性 - 名 （役員のうち女性の比率 - %）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	岩井 裕之	1971年9月15日生	1995年4月 株式会社星光堂入社 2005年5月 株式会社ネットプロテクションズ入社 2011年1月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2021年8月 株式会社リカバリー 取締役 2022年3月 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役（現任） 2022年4月 株式会社ダイブ 社外取締役（現任）	(注) 2 .	900,600 (注) 5 .
専務取締役 執行役員 金融領域担当	関根 健太郎	1974年9月17日生	1997年4月 株式会社ダイヤコンサルタント入社 2006年5月 パシフィックマネジメント株式会社入社 2011年1月 株式会社エスクリ入社 2015年1月 当社入社 2015年4月 当社執行役員(現任) 2015年7月 当社取締役 2018年3月 当社専務取締役（現任） 2021年8月 株式会社リカバリー 取締役	(注) 2 .	16,000
取締役 執行役員 EC領域担当	成田 武雄	1974年12月28日生	1997年4月 株式会社星光堂入社 2004年9月 株式会社アルファブリッジ入社 2005年4月 メディアラグ株式会社入社 2007年1月 株式会社GDH入社 2007年8月 ジー・プラン株式会社入社 2014年1月 当社入社 社長室マネジャー 2014年4月 当社執行役員（現任） 2018年3月 当社取締役（現任）	(注) 2 .	15,707
取締役 執行役員 プロダクト担当	岡田 知嗣	1975年8月25日生	2001年4月 日本ヒューレット・パッカード株式会社 入社 2012年7月 丸紅情報システムズ株式会社入社 2013年10月 当社入社 2014年1月 当社執行役員（現任） 2017年7月 当社システムソリューションディビジョ ンマネジャー（現任） 2020年3月 当社取締役（現任）	(注) 2 .	15,707
取締役（監査等委員）	小川 弦一郎	1951年5月16日生	1974年4月 株式会社住友銀行（現：株式会社三井住 友銀行）入行 2002年6月 株式会社日本総合研究所 取締役 2005年6月 株式会社N&J金融ソリューションズ 代表取締役副社長 2009年6月 株式会社日本総研情報サービス 専務取締役 2012年6月 同社代表取締役専務 2015年1月 株式会社オフィスアタッカ設立 代表取締役 2015年7月 当社社外取締役[監査等委員] 2021年3月 株式会社オフィスアタッカ 取締役 2022年3月 当社社外取締役[常勤監査等委員] （現任）	(注) 3 .	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員)	中山 寿英	1969年2月7日生	1991年10月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人トーマツ)入所 1996年4月 日本証券業協会出向 2000年1月 プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社(現:アイ・ピーエム株式会社)入社 2002年9月 ERNST&YOUNG Malaysia入社 2005年11月 グローバル・ブレイン株式会社入社 2009年1月 株式会社みなとグローバル設立 同社代表取締役(現任) 2010年2月 公認会計士・税理士中山寿英会計事務所設立 同所長(現任) 2013年6月 株式会社エスクリ 監査役 2013年7月 当社監査役 2015年3月 当社社外取締役 2015年6月 ファイブスター投信投資顧問株式会社 監査役 2015年7月 当社社外取締役[監査等委員](現任) 2016年1月 株式会社シンクロ・フード監査役(現任) 2020年12月 株式会社Globee監査役 2021年5月 バリュークリエーション株式会社 社外取締役(現任) 2025年6月 ファイブスター投信投資顧問株式会社 社外取締役(現任) 2024年8月 株式会社Globee 社外取締役 (現任)	(注)3.	1,500
取締役(監査等委員)	志村 正之	1958年9月7日生	1982年4月 株式会社三井銀行 (現:株式会社三井住友銀行)入行 2010年4月 同行執行役員アジア・大洋州本部長 2015年4月 同行専務執行役員 2017年5月 三井住友カード株式会社 専務執行役員 2018年6月 同社代表取締役専務執行役員 2019年7月 株式会社Shimura&Partners 代表取締役(現任) 2019年8月 BASE株式会社 社外取締役(現任) 2020年3月 株式会社bitFlyer Holdings 社外取締役[監査等委員](現任) 2020年12月 メドピア株式会社 社外取締役 2021年4月 株式会社HashPort 社外取締役 2022年12月 株式会社デジタルプラス 社外取締役[監査等委員](現任) 2025年3月 当社社外取締役[監査等委員](現任) 2025年4月 株式会社スタイル・エッジ 社外取締役(現任) 2025年5月 株式会社HashPort 社外監査役(現任)	(注)3.	-
計					949,514

- (注)1. 監査等委員である取締役 小川 弦一郎、中山 寿英及び志村 正之は、社外取締役であります。
2. 2025年3月27日開催の定時株主総会終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2025年3月27日開催の定時株主総会終結の時から、2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化の為、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における執行役員は、関根 健太郎・成田 武雄・岡田 知嗣に加え、次の1名であり、その担当業務は以下のとおりであります。
執行役員 中沢 雄太 経営管理・人事総務・海外事業担当
5. 代表取締役社長 岩井裕之の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるSymbolキャピタル合同会社が所有する株式数を含んでおります。
6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である社外取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である社外取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
平山 剛	1980年 8 月 1 日生	2004年 4 月 株式会社ピラミッドフィルム 入社 2007年 6 月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2008年11月 最高裁判所 司法研修所 入所 2009年12月 公認会計士登録 2009年12月 弁護士登録 2009年12月 平山剛公認会計士事務所設立 代表(現任) 2010年 1 月 伊藤 見富法律事務所(現 モリソン・フォースター法律事務所) 入所 2012年10月 株式会社オモロキ 取締役(現任) 2015年 3 月 タイラカ総合法律事務所設立 代表(現任) 2015年 4 月 慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師 2017年 9 月 Rapyuta Robotics 株式会社 社外監査役(現任) 2018年 9 月 フリー株式会社 社外監査役 2019年 6 月 株式会社バルクホールディングス(現 株式会社VLCセキュリティ) 監査役(現任) 2020年 6 月 ソーシャルワイヤー株式会社 社外監査役(現任) 2020年 8 月 当社補欠社外取締役(監査等委員)(現任) 2024年12月 データセクション株式会社 社外取締役 (監査等委員)(現任)	-

b. 2026年 3 月27日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4 名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は以下のとおりとなる予定です。

男性7名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	岩井 裕之	1971年 9 月15日生	1995年 4 月 株式会社星光堂入社 2005年 5 月 株式会社ネットプロテクションズ入社 2011年 1 月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2021年 8 月 株式会社リカバリー 取締役 2022年 3 月 株式会社Orchestra Holdings 社外取締役(現任) 2022年 4 月 株式会社ダイブ 社外取締役(現任)	(注) 2 .	900,600
専務取締役 執行役員 金融領域担当	関根 健太郎	1974年 9 月17日生	1997年 4 月 株式会社ダイヤコンサルタント入社 2006年 5 月 パシフィックマネジメント株式会社入社 2011年 1 月 株式会社エスクリ入社 2015年 1 月 当社入社 2015年 4 月 当社執行役員(現任) 2015年 7 月 当社取締役 2018年 3 月 当社専務取締役(現任) 2021年 8 月 株式会社リカバリー 取締役	(注) 2 .	16,000
取締役 執行役員 EC領域担当	成田 武雄	1974年12月28日生	1997年 4 月 株式会社星光堂入社 2004年 9 月 株式会社アルファブリッジ入社 2005年 4 月 メディアラグ株式会社入社 2007年 1 月 株式会社GDH入社 2007年 8 月 ジー・ブラン株式会社入社 2014年 1 月 当社入社 社長室マネジャー 2014年 4 月 当社執行役員(現任) 2018年 3 月 当社取締役(現任)	(注) 2 .	15,707

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
-----	----	------	----	----	--------------

取締役 執行役員 プロダクト担当	岡田 知嗣	1975年 8 月25日生	2001年 4 月 日本ビューレット・バックカード株式会社 入社 2012年 7 月 丸紅情報システムズ株式会社入社 2013年10月 当社入社 2014年 1 月 当社執行役員（現任） 2017年 7 月 当社システムソリューションディビジョ ンマネジャー（現任） 2020年 3 月 当社取締役（現任）	（注）2 .	15,707
取締役（監査等委員）	小川 弦一郎	1951年 5 月16日生	1974年 4 月 株式会社住友銀行（現：株式会社三井住 友銀行）入行 2002年 6 月 株式会社日本総合研究所 取締役 2005年 6 月 株式会社N&J金融ソリューションズ 代表取締役副社長 2009年 6 月 株式会社日本総研情報サービス 専務取締役 2012年 6 月 同社代表取締役専務 2015年 1 月 株式会社オフィスアタッカ設立 代表取締役 2015年 7 月 当社社外取締役〔監査等委員〕 2021年 3 月 株式会社オフィスアタッカ 取締役 2022年 3 月 当社社外取締役〔常勤監査等委員〕 （現任）	（注）3 .	-
取締役（監査等委員）	中山 寿英	1969年 2 月 7 日生	1991年10月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法 人トーマツ）入所 1996年 4 月 日本証券業協会出向 2000年 1 月 プライスウォーターハウスクーパースコ ンサルタント株式会社（現：アイ・ビーエム株式会 社）入社 2002年 9 月 ERNST&YOUNG Malaysia入社 2005年11月 グローバル・ブレイン株式会社入社 2009年 1 月 株式会社みなとグローバル設立 同社代表取締役（現任） 2010年 2 月 公認会計士・税理士中山寿英会計事務所 設立 同所長（現任） 2013年 6 月 株式会社エスクリ 監査役 2013年 7 月 当社監査役 2015年 3 月 当社社外取締役 2015年 6 月 ファイブスター投信投資顧問株式会社 監査役 2015年 7 月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任） 2016年 1 月 株式会社シンクロ・フード監査役 （現任） 2020年12月 株式会社Globee監査役 2021年 5 月 パリュークリエーション株式会社 社外取締役（現任） 2025年 6 月 ファイブスター投信投資顧問株式会社 社外取締役（現任） 2024年 8 月 株式会社Globee 社外取締役 （現任）	（注）3 .	1,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員)	志村 正之	1958年9月7日生	1982年4月 株式会社三井銀行 (現:株式会社三井住友銀行)入行 2010年4月 同行執行役員アジア・大洋州本部長 2015年4月 同行専務執行役員 2017年5月 三井住友カード株式会社 専務執行役員 2018年6月 同社代表取締役専務執行役員 2019年7月 株式会社Shimura&Partners 代表取締役(現任) 2019年8月 BASE株式会社 社外取締役(現任) 2020年3月 株式会社bitFlyer Holdings 社外取締役[監査等委員](現任) 2020年12月 メドピア株式会社 社外取締役 2021年4月 株式会社HashPort 社外取締役 2022年12月 株式会社デジタルプラス 社外取締役[監査等委員](現任) 2025年3月 当社社外取締役[監査等委員](現任) 2025年4月 株式会社スタイル・エッジ 社外取締役(現任) 2025年5月 株式会社HashPort 社外監査役(現任)	(注)3.	-
計					949,514

- (注) 1. 監査等委員である取締役 小川 弦一郎、中山 寿英及び志村 正之は、社外取締役であります。
2. 2026年3月27日開催の定時株主総会終結の時から、2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2025年3月27日開催の定時株主総会終結の時から、2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化の為、執行役員制度を導入しております。本書提出日現在における執行役員は、関根 健太郎・成田 武雄・岡田 知嗣に加え、次の1名であり、その担当業務は以下のとおりであります。
- 執行役員 中沢 雄太 経営管理・人事総務・海外事業担当
5. 代表取締役社長 岩井裕之の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるSymbolキャピタル合同会社が所有する株式数を含んでおります。

6. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である社外取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である社外取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
平山 剛	1980年 8月 1日生	2004年 4月 株式会社ピラミッドフィルム 入社 2007年 6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所 2008年11月 最高裁判所 司法研修所 入所 2009年12月 公認会計士登録 2009年12月 弁護士登録 2009年12月 平山剛公認会計士事務所設立 代表（現任） 2010年 1月 伊藤 見富法律事務所（現 モリソン・フォースター法律事務所） 入所 2012年10月 株式会社オモロキ 取締役（現任） 2015年 3月 タイラカ総合法律事務所設立 代表（現任） 2015年 4月 慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師 2017年 9月 Rapyuta Robotics 株式会社 社外監査役（現任） 2018年 9月 フリー株式会社 社外監査役 2019年 6月 株式会社バルクホールディングス（現 株式会社VLCセキュリティ） 監査役（現任） 2020年 6月 ソーシャルワイヤー株式会社 社外監査役（現任） 2020年 8月 当社補欠社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年12月 データセクション株式会社 社外取締役 （監査等委員）（現任）	-

社外役員の状況

本書提出日現在において、当社は社外取締役として、小川弦一郎、中山寿英及び志村正之の3名を選任しております。当社の意思決定に対して経営者や専門家として豊富な経験や幅広い見識に基づき、客観的な立場から適時適切な意見を受けております。

小川弦一郎氏は、国内大手金融機関をはじめとした、複数の企業での取締役経験と金融分野における知見やプロジェクト管理の専門的見地から、当社の経営に貴重なご意見を頂ける方として選任しております。なお、小川弦一郎氏は当社株式690株（すべて潜在株式）を所有しております。その他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

中山寿英氏は、公認会計士としての専門的見地及び、複数の企業での監査役経験及び見識等により、当社の経営に貴重なご意見を頂ける方として選任しております。なお、中山寿英氏は当社株式2,490株（うち、潜在株式990株を含む）を所有しております。その他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

志村正之氏は、複数企業における企業の経営、財務活動に対する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営に貴重なご意見を頂ける方として選任しております。当社は、志村正之氏が代表取締役を務める株式会社 Shimura&Partnersとの間で顧問契約および顧客紹介契約を締結しておりましたが、いずれの契約も2025年3月末をもって終了しております。過去における両契約の取引金額はいずれも少額であり、かつ現在は同社との間に契約関係は存在しないことから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。よって、いずれの契約も株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと見込んでおります。

なお、当社において、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準を参考にしており、経歴や当社との関係も踏まえて、社外取締役を選任しております。

社外取締役又は社外監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、代表取締役、内部監査チーム、内部統制部門及び会計監査人と定期的、適時に会社の業績、現況、問題点、課題等に関する情報交換を行うことで緊密に相互連携を図りつつ、監査及び経営監督の実効性を確保しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

当社の監査等委員会は、社外取締役3名により構成されております。監査等委員会は内部統制システムを利用した監査を実施すべく、毎期策定される監査等委員会監査計画に基づき、当社において内部統制システムが適切に構築及び運用されているかを確認し、内部監査チームによる網羅的な監査実施状況について定期的に報告を受ける体制を整えとともに、原則として月1回委開催される監査等委員会において情報を共有しております。また内部監査チーム及び会計監査人とも定期的に会合を開催し、情報共有及び意見交換を行っております。

各監査等委員は取締役会への出席を通じ、業務執行状況について報告を受け、またそれらに対し意見を述べることであり、その適法性及び妥当性について監査・監督を行い、適正な業務執行の確保を図っております。

各監査等委員の出席状況及び発言状況は、以下のとおりであります。

	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員) 小川 弦一郎	当事業年度に開催された取締役会24回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。国内大手金融機関をはじめとした、複数企業での取締役としての経験と金融分野における知見やプロジェクト管理の専門的見地に基づき、当社の業務執行を監督する役割を果たすことを期待されていたところ、出席した取締役会及び監査等委員会において、独立役員としてより客観的な立場から発言を行い、適切に当社の業務執行を監督しております。
取締役 (監査等委員) 中山 寿英	当事業年度に開催された取締役会24回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地並びに、複数の企業での監査役としての経験及び見識等に基づき、当社の業務執行を監督する役割を果たすことを期待されていたところ、出席した取締役会及び監査等委員会において、独立役員としてより客観的な立場から発言を行い、適切に当社の業務執行を監督しております。
取締役 (監査等委員) 志村 正之	2025年3月27日開催の第14回定時株主総会において新たに選任され、就任後に開催された取締役会17回及び監査等委員会10回の全てに出席いたしました。複数企業での取締役経験に加え、海外事業、金融及びクレジットカード市場に関する豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の業務執行を監督する役割を果たすことを期待されていたところ、出席した取締役会及び監査等委員会において、独立役員としてより客観的な立場から発言を行い、適切に当社の業務執行を監督しております。

なお、監査等委員である社外取締役 中山寿英は公認会計士の資格を有しており、その専門的立場から、当社の会計等に関する提言及び助言を行っております。

内部監査の状況

当社の内部監査組織は、代表取締役社長直属の独立したチームである内部監査チーム（内部監査責任者1名、内部監査担当者2名）が、年度監査計画を策定し、原則として、毎期全部署を対象として内部監査を実施しております。内部監査チームは、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長のみならず、取締役会並びに監査等委員会に直接報告する仕組みとなっております。また、改善指示を各部門へ通知し、そのフォローアップに努めております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

仰星監査法人

ロ．継続監査期間

10年間

ハ．業務を執行した公認会計士

業務執行社員 三島 陽

業務執行社員 三木 崇央

ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 5 名、その他 1 名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、職業的専門家としての高い知見を有し、独立性及び監査品質が確保されており、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、コスト面を含めて効率的かつ効果的な監査業務の運営が期待できるか等を総合的に勘案し、監査法人を選定する方針としております。

仰星監査法人を選定した理由といたしましては、上記の基準を満たし、厳正かつ適正な監査業務を行えるものと判断したことによります。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する監査法人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

ヘ．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人と定期的にコミュニケーションを図っており、監査方針や監査計画等について情報交換を実施することで監査法人の監査実施体制、品質管理体制及び独立性を把握するとともに、監査報酬等を総合的に勘案して評価を実施しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
21,500	-	24,000	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イ．を除く）

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
-	5,000	-	-

（前事業年度）

当社における監査公認会計士等と同一のネットワークに対して報酬を支払っている非監査業務の内容としては、国際財務報告基準（IFRS）に関連する情報提供サービス等です。

（当事業年度）

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、仰星監査法人が策定した監査計画、監査内容、監査日数などを勘案し、当社と同監査法人で協議のうえ、同監査法人の見積もり報酬額の妥当性を精査のうえ、監査等委員会の同意を得た上で、代表取締役が決定しております。

ホ．監査等委員会による監査報酬の同意理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査状況を踏まえたうえ、報酬額は、会計監査人の監査の独立性を確保して、当社の規模、リスクの状況等に応じた会計監査体制、監査時間等での監査品質を維持した会計監査計画を遂行しうるものであると判断し、監査報酬等に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社は、2023年3月28日開催の取締役会において、役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりです。

イ. 固定報酬の内容に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合い等を考慮して定めることとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において監査等委員である取締役の協議で決定することとしております。

ロ. 非金銭報酬の内容に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与るとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を付与する非金銭報酬を設けております。

() 勤務継続型譲渡制限付株式報酬

勤務継続型譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、交付日から当社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失する日までとし、対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、5年間継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、譲渡制限を解除することとしております。

() 業績連動型譲渡制限付株式報酬

業績連動型譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、交付日から5年以上で当社の取締役会が定める期間とし、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったことを条件として、本割当株式のうち当社が経営上重要とする指標であるEBITDAの達成度合い等に応じた数の普通株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除することとしております。

ハ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する固定報酬の限度額は、2018年3月28日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して「勤務継続型譲渡制限付株式」及び「業績連動型譲渡制限付株式」付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その限度額は、2023年3月28日の定時株主総会において、「勤務継続型譲渡制限付株式」については年額60,000千円以内、「業績連動型譲渡制限付株式」については各対象期間（5ヶ年の事業年度）につき年額60,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。

監査等委員である取締役に対する固定報酬の限度額は、2015年7月29日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

ニ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、取締役会から委任された代表取締役社長である岩井裕之が、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定に関する方針に基づき決定しております。決定を委任した理由は、会社全体の業績を勘案しつつ、各取締役の業務執行を評価するには、代表取締役が最も適していると判断したためです。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動型 譲渡制限付株式報酬	勤務継続型 譲渡制限付株式報酬	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)	58,822	54,720	-	4,102	4
取締役(監査等委員)(社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	13,200	13,200	-	-	4

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

役員ごとの報酬等の総額等

役員等の報酬が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社が投資株式を保有する場合、余剰資金の活用による、株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とした株式を純投資目的の投資株式、取引先との関係強化、成長戦略に則った業務提携等の総合的な観点から、当社の企業価値向上に資することを目的とした株式を純投資目的以外の投資株式と区分して、保有することとしております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
 当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式(政策保有株式)について、取引先との良好な信頼関係を構築することで、事業基盤や取引関係を強化し、当社の持続的な企業価値の向上に資すると判断した場合において、当該株式を保有していく方針としております。また、政策保有株式の継続的な保有の合理性については、取締役会等において、取引額、将来的なビジネスの可能性、保有に伴う便益やリスク、資本コストとの見合い等を勘案したうえで総合的に検証し、その結果、保有の合理性が低い株式については、市場環境等を考慮しつつ、売却を行うことを基本方針としております。

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	2	28,529

(注) 上記の他、投資有価証券勘定には投資事業有限責任組合への出資として1銘柄がありますが、保有株式ではありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

）特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）		
バリュークリエーション株式会社	22,800	22,800	（保有目的）業務提携関係の維持・強化 （定量的な保有効果）同社との協業サービスを検討していることから、保有目的に則った目的であることを確認しております。	無
	25,604	23,187		
株式会社エルテス	4,500	4,500	（保有目的）業務提携関係の維持・強化 （定量的な保有効果）同社との協業サービスに取り組んでいることから、保有方針に則った目的であることを確認しております。	無
	2,925	2,979		

（注）バリュークリエーション株式会社銘柄及び株式会社エルテス銘柄は貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。当社保有の特定投資株式が60銘柄に満たないため、記載しております。

みなし保有株式
 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	734,621	762,439
売掛金	102,868	88,697
仕掛品	-	344
未収還付法人税等	804	-
前払費用	19,656	19,767
その他	5,411	5,020
貸倒引当金	-	132
流動資産合計	863,362	876,137
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,576	5,356
減価償却累計額	4,576	4,702
建物（純額）	0	653
工具、器具及び備品	35,292	37,352
減価償却累計額	31,970	34,287
工具、器具及び備品（純額）	3,321	3,064
有形固定資産合計	3,321	3,718
無形固定資産		
ソフトウェア	67,514	32,799
無形固定資産合計	67,514	32,799
投資その他の資産		
投資有価証券	66,981	64,487
敷金及び保証金	7,017	7,017
長期前払費用	17,076	18,190
その他	19,503	19,503
貸倒引当金	19,503	19,503
投資その他の資産合計	91,076	89,694
固定資産合計	161,912	126,212
資産合計	1,025,275	1,002,350

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	35,248	12,250
1年内返済予定の長期借入金	14,292	108,834
未払金	30,372	44,370
未払法人税等	3,051	530
未払消費税等	-	16,169
契約負債	11,209	4,968
賞与引当金	15,028	15,441
その他	15,940	18,487
流動負債合計	125,141	221,051
固定負債		
長期借入金	67,843	77,814
繰延税金負債	118	965
固定負債合計	67,961	78,779
負債合計	193,103	299,831
純資産の部		
株主資本		
資本金	384,165	13,145
資本剰余金		
資本準備金	560,377	826,968
資本剰余金合計	560,377	826,968
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	110,718	137,687
利益剰余金合計	110,718	137,687
株主資本合計	833,823	702,426
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,652	92
評価・換算差額等合計	1,652	92
純資産合計	832,171	702,519
負債純資産合計	1,025,275	1,002,350

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	734,021	819,443
売上原価	288,839	247,331
売上総利益	445,181	572,111
販売費及び一般管理費	1, 2 689,695	1, 2 705,476
営業損失()	244,513	133,365
営業外収益		
受取利息及び配当金	207	1,176
受取手数料	947	945
補助金収入	2,988	-
為替差益	-	66
営業外収益合計	4,143	2,188
営業外費用		
支払利息	535	1,019
為替差損	625	-
投資事業組合運用損	6,982	4,923
長期前払費用償却	5,986	-
その他	1	36
営業外費用合計	14,132	5,980
経常損失()	254,501	137,157
税引前当期純損失()	254,501	137,157
法人税、住民税及び事業税	530	530
法人税等合計	530	530
当期純損失()	255,031	137,687

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		61,207	21.2	72,169	29.1
経費		227,136	78.8	175,507	70.9
当期総製造費用		288,344	100.0	247,676	100.0
期首仕掛品棚卸高		495		-	
合計		288,839		247,676	
期末仕掛品棚卸高		-		344	
当期売上原価		288,839		247,331	

原価計算の方法

原価計算の方法は個別原価計算であり、原則として当該原価計算期間の実際発生額をもって計算しております。

主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
外注加工費(千円)	91,185	55,658
減価償却費(千円)	35,629	34,714
サーバー費(千円)	53,632	37,683
データ費(千円)	42,584	42,896

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
					繰越利益剰余金					
当期首残高	376,188	552,399	-	552,399	144,312	144,312	1,072,901	269	269	1,072,631
当期変動額										
新株の発行	7,977	7,977		7,977			15,954			15,954
当期純損失（ ）					255,031	255,031	255,031			255,031
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								1,383	1,383	1,383
当期変動額合計	7,977	7,977	-	7,977	255,031	255,031	239,077	1,383	1,383	240,460
当期末残高	384,165	560,377	-	560,377	110,718	110,718	833,823	1,652	1,652	832,171

当事業年度（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
					繰越利益剰余金					
当期首残高	384,165	560,377	-	560,377	110,718	110,718	833,823	1,652	1,652	832,171
当期変動額										
新株の発行	3,145	3,145		3,145			6,290			6,290
減資	374,165	263,446	110,718	374,165			-			-
欠損填補			110,718	110,718	110,718	110,718	-			-
当期純損失（ ）					137,687	137,687	137,687			137,687
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								1,745	1,745	1,745
当期変動額合計	371,020	266,591	-	266,591	26,968	26,968	131,397	1,745	1,745	129,652
当期末残高	13,145	826,968	-	826,968	137,687	137,687	702,426	92	92	702,519

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（ ）	254,501	137,157
減価償却費及びその他の償却費	38,181	37,157
賞与引当金の増減額（ は減少）	1,463	413
貸倒引当金の増減額（ は減少）	-	132
受取利息及び受取配当金	207	1,176
支払利息	535	1,019
売上債権の増減額（ は増加）	5,071	7,930
棚卸資産の増減額（ は増加）	495	344
その他の流動資産の増減額（ は増加）	9,924	6,409
仕入債務の増減額（ は減少）	3,461	22,997
未払金の増減額（ は減少）	12,821	14,983
未払消費税等の増減額（ は減少）	-	16,169
その他の流動負債の増減額（ は減少）	1,090	960
その他	7,147	5,086
小計	212,484	73,333
利息及び配当金の受取額	207	1,176
利息の支払額	535	1,019
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	14,079	678
営業活動によるキャッシュ・フロー	198,732	73,855
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	2,061	2,839
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,061	2,839
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	120,000
長期借入金の返済による支出	14,292	15,487
株式の発行による収入	8,614	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,677	104,513
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	206,472	27,818
現金及び現金同等物の期首残高	941,093	734,621
現金及び現金同等物の期末残高	734,621	762,439

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資有価証券のうち、投資事業有限責任組合の出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	5年～15年
工具、器具及び備品	3年～5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の不正検知サービスにおいては、不正検知サービス「0-PLUX（オーブラックス）」等を主要サービスとして提供しております。これらのサービスは、顧客との契約期間においてサービスを提供する履行義務を負っており、サービス提供期間の各締日ごとに義務を履行すると考えられることから、各締日ごとに定額課金である月額料金及び審査件数に応じた従量課金である審査料金を収益として計上しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	3,321	3,718
無形固定資産	67,514	32,799
減損損失	-	-

固定資産の減損に係る会計基準の主な対象資産となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、固定資産の減損会計の適用にあたり、原則として管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っております。また、共用資産については、共用資産を含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

主要な仮定

当社は、取締役会で承認された中期経営計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。

中期経営計画は、新規受注の見通し、既存収益の成長率、販売促進施策及び原価削減施策の効果を主要な仮定として用いております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記主要な仮定に関して、将来の不確実な経済状況の変動等の影響を受け、翌事業年度において減損損失が計上される可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産（純額）	-	-
繰延税金資産 （繰延税金負債との相殺前）	246	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得の見積りは当社の取締役会で承認された中期経営計画を基礎としております。

主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる当社の取締役会で承認された将来の中期経営計画における主要な仮定は、新規受注の見通し、既存収益の成長率、販売促進施策及び原価削減施策の効果等に基づき慎重に検討を行っております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記主要な仮定に関して、将来の不確実な経済状況の変動等の影響を受け、翌事業年度において重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

(損益計算書関係)

- 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12%、当事業年度13%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88%、当事業年度87%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	72,490千円	72,022千円
給料及び手当	173,916	172,361
賞与引当金繰入額	8,415	7,239
業務委託費	83,668	85,815
減価償却費	2,099	1,968

- 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	30,064千円	37,282千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,669,584	53,071	-	2,722,655
合計	2,669,584	53,071	-	2,722,655

(変動事由の概要)

普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権行使による増加 43,071株

譲渡制限付株式報酬として新株式を発行したことによる増加 10,000株

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権(第2,3,5,6,8回)	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,722,655	10,000	-	2,732,655
合計	2,722,655	10,000	-	2,732,655

（変動事由の概要）

普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬として新株式を発行したことによる増加 10,000株

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権（第3, 5, 6, 8回）	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-

3．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）	当事業年度 （自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）
現金及び預金勘定	734,621千円	762,439千円
現金及び現金同等物	734,621	762,439

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金並びに未払金は、全て1年以内の支払期日であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金は、主に長期運転資金、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後最長7年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、当社の与信管理規程に従い、定期的に取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	26,166	26,166	-
(2) 敷金及び保証金	7,017	6,934	83
資産計	33,184	33,100	83
(1) 長期借入金	82,135	81,223	911
負債計	82,135	81,223	911

- (*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 「売掛金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (*4) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度(千円)
投資事業有限責任組合出資金	40,815

投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

当事業年度（2025年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	28,529	28,529	-
(2) 敷金及び保証金	7,017	6,856	160
資産計	35,547	35,386	160
(1) 長期借入金	186,648	184,173	2,474
負債計	186,648	184,173	2,474

- (*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*2) 「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (*4) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度(千円)
投資事業有限責任組合出資金	35,957

投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	734,621	-	-	-
売掛金	102,868	-	-	-
合計	837,489	-	-	-

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	762,439	-	-	-
売掛金	88,697	-	-	-
合計	851,137	-	-	-

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	14,292	14,292	14,292	14,292	14,292	10,675
合計	14,292	14,292	14,292	14,292	14,292	10,675

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	108,834	25,486	17,160	17,160	13,543	4,465
合計	108,834	25,486	17,160	17,160	13,543	4,465

() 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
 前事業年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	26,166	-	-	26,166

当事業年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	28,529	-	-	28,529

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前事業年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	6,934	-	6,934
長期借入金	-	81,223	-	81,223

当事業年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	6,856	-	6,856
長期借入金	-	184,173	-	184,173

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを国債利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)
 その他有価証券
 前事業年度 (2024年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	23,187	22,800	387
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,979	4,900	1,921
合計		26,166	27,700	1,533

当事業年度 (2025年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	25,604	22,800	2,804
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,925	4,900	1,975
合計		28,529	27,700	828

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 33名	当社取締役 4名 当社従業員 28名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 64,500株	普通株式 33,000株
付与日	2016年5月31日	2017年6月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2018年3月30日 至 2026年3月29日	自 2019年7月1日 至 2027年3月28日

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社従業員 25名	当社取締役 6名 当社従業員 25名 社外協力者 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 41,589株	普通株式 31,956株
付与日	2018年3月31日	2020年7月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年3月29日 至 2028年3月28日	自 2022年3月26日 至 2030年3月25日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月9日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	36,402	20,319
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	36,402	20,319

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	29,457	26,895
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	29,457	26,895

(注) 2020年9月9日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	1,267	1,267
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	1,267	1,267
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 2020年9月9日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプション付与時点においては、当社は株式を上場していないため、Stock・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF法により算定しております。

3. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 0円

当事業年度において権利行使されたStock・オプションの
 権利行使日における本源的価値の合計額 0円

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)2	119,797千円	190,053千円
賞与引当金	4,601	5,185
貸倒引当金	5,971	6,538
未払事業税	772	-
敷金	1,797	2,021
減損損失	42,572	30,915
その他有価証券評価差額金	588	680
その他	2,533	5,393
繰延税金資産小計	178,635	240,787
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	119,797	190,053
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	58,591	50,733
評価性引当額小計(注)1	178,388	240,787
繰延税金資産合計	246	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	118	965
未収還付事業税	246	-
繰延税金負債合計	365	965
繰延税金資産(負債)の純額	118	965

(注)1.評価性引当額の主な変動内容

評価性引当額が62,398千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が70,256千円増加したことに伴うものであります。

2.税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(3)	-	839	-	-	-	118,958	119,797
評価性引当額	-	839	-	-	-	118,958	119,797
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(3)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(3)	-	-	-	-	-	190,053	190,053
評価性引当額	-	-	-	-	-	190,053	190,053
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(3)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失のため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の訂正

当社は、2025年2月26日開催の取締役会にて、2025年3月27日開催の第14回定時株主総会に、資本金の額の減少及び剰余金の処分について付議することを決議し、同定時株主総会で承認可決されたため、資本金の額384,165千円を374,165千円減少して、10,000千円といたしました。そのため、法人事業税の外形標準課税が適用されなくなるため、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率を30.6%から33.6%に変更しております。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.6%から34.4%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

（収益認識関係）

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度	当事業年度
不正検知サービス	552,641千円	685,223千円
決済コンサルティングサービス	90,880千円	50,968千円
データサイエンスサービス	54,756千円	57,786千円
その他	35,743千円	25,465千円
顧客との契約から生じる収益	734,021千円	819,443千円
その他の収益	- 千円	- 千円
外部顧客への売上高	734,021千円	819,443千円

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を認識するための基礎となる情報は、「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	95,214千円	102,868千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	102,868千円	88,697千円
契約負債（期首残高）	8,626千円	11,209千円
契約負債（期末残高）	11,209千円	4,968千円

前事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは8,626千円であります。

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは11,209千円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、SaaS型アルゴリズム提供事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 千円)

	不正検知 サービス	決済 コンサルティング サービス	データサイエンス サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	552,641	90,880	54,756	35,743	734,021

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 千円)

	不正検知 サービス	決済 コンサルティング サービス	データサイエンス サービス	その他	合計
外部顧客への売上高	685,223	50,968	57,786	25,465	819,443

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)
1 株当たり純資産額	305.65円	257.08円
1 株当たり当期純損失 ()	94.11円	50.45円

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日)
1 株当たり当期純損失 ()		
当期純損失 () (千円)	255,031	137,687
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失 () (千円)	255,031	137,687
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,710,019	2,729,395
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 4 種類 (新株予約権の数37,691個 普通株式113,073株)	新株予約権 4 種類 (新株予約権の数37,691個 普通株式113,073株)

(重要な後発事象)

(事業譲受)

当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、株式会社日本クラウドディアのアドフラウド対策事業の譲受を決議し、同日付で事業譲渡契約を締結いたしました。

1. 事業譲受の概要

(1) 事業譲受の目的

当社は、EC事業者向けの不正検知サービス「O-PLUX」および金融機関向け不正ログイン検知サービス「O-MOTION」を提供しており、オンライン決済における不正注文対策を主力事業としております。

近年、デジタル広告市場の拡大に伴い、広告クリック段階における不正(アドフラウド)の被害が増加しており、広告主や広告代理店において対策ニーズが高まっております。当社の既存不正検知サービスはコンバージョン段階(ログイン時・注文・決済時)の不正を検知するものであり、広告流入段階からコンバージョン段階までの一気通貫した不正対策を提供することは、顧客価値の最大化につながるものと考えております。

本事業の譲受により、広告不正対策から不正ログイン・不正注文・決済対策を一気通貫で提供できる体制を構築し、特にD2C事業者を中心に包括的な不正対策ソリューションの提供が可能となります。本事業の譲受が当社の競争力強化および収益基盤の拡大に寄与できるものと判断いたしました。

(2) 相手先企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社日本クラウドディア

譲受事業の内容 アドフラウド(広告不正)対策サービス「X-log」に関する事業

(3) 事業譲受日

2026年4月1日(予定)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

2. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

相手先との協議により非開示とさせていただきます。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

仲介手数料等: 7,970千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,576	780	-	5,356	4,702	126	653
工具、器具及び備品	35,292	2,059	-	37,352	34,287	2,316	3,064
有形固定資産計	39,868	2,839	-	42,708	38,990	2,443	3,718
無形固定資産							
ソフトウェア	332,724	-	-	332,724	299,924	34,714	32,799
その他	765	-	-	765	765	-	-
無形固定資産計	333,490	-	-	333,490	300,690	34,714	32,799
長期前払費用	17,076	9,602	8,489	18,190	-	-	18,190

(注) 長期前払費用は、費用の期間配分に係るものであり、償却資産とは性格が異なるため、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」及び「当期償却額」には含めておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	14,292	108,834	2.9	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	67,843	77,814	1.1	2027年～2032年
合計	82,135	186,648	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	25,486	17,160	17,160	13,543

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	15,028	15,441	15,028	-	15,441
貸倒引当金	19,503	132	-	-	19,635

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	-
預金	
普通預金	762,439
合計	762,439

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社NTTデータ	6,512
ヤマトクレジットファイナンス株式会社	5,468
株式会社D2C	3,410
ポケットカード株式会社	2,984
SBI FinTech Solutions株式会社	2,507
その他	67,816
合計	88,697

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円）	当期発生高 （千円）	当期回収高 （千円）	当期末残高 （千円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
102,868	884,509	898,679	88,697	91.0	40

（注）当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．仕掛品

品目	金額（千円）
受注制作	344
合計	344

流動負債
 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社UPSIDER	5,913
CRESS INFO株式会社	2,608
株式会社クローバー・ネットワーク・コム	1,925
クラスメソッド株式会社	901
株式会社LIFULL	660
その他	242
合計	12,250

（３）【その他】

当事業年度における四半期情報等

（累計期間）	第１四半期	中間会計期間	第３四半期	当事業年度
売上高（千円）	190,097	407,638	601,248	819,443
税引前中間（当期）（四半期） 純損失（ ）（千円）	32,356	64,603	82,905	137,157
中間（当期）（四半期） 純損失（ ）（千円）	32,489	64,868	83,302	137,687
１株当たり中間（当期）（四半期） 純損失（ ）（円）	11.93	23.80	30.53	50.45

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純損失 （ ）（円）	11.93	11.86	6.75	19.90

（注）当社は、第１四半期及び第３四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しており、仰星監査法人による期中レビューを受けた決算短信の情報を基に金額を記載しております。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 1 月 1 日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後 3 か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、毎年 6 月30日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://cacco.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第 1 項各号の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第14期)(自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日) 2025年 3 月27日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年 3 月27日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

(第15期半期) (自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日) 2025年 8 月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年 3 月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 (株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 3 月25日

かっこ株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 三島 陽
業務執行社員

指定社員 公認会計士 三木 崇央
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているかっこ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、かっこ株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
かつこ株式会社（以下、「会社」とする。）は、SaaS型アルゴリズム提供事業として、不正検知、決済コンサルティング、BNPLパッケージ、データサイエンスの各サービスを提供している。当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産3,718千円、無形固定資産32,799千円を計上している。 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、固定資産の減損会計の適用にあたり、原則として管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っている。また、共用資産については、共用資産を含む、より大きな単位でグルーピングを行っている。減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定し、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしている。 減損の兆候判定、認識判定及び測定に用いる翌期予算、将来キャッシュ・フロー及び割引現在価値の算定に当たって適用される割引率の見積り等は、経営者による主要な仮定が含まれているため、不確実性を伴い、経営者による判断が必要となる。 以上から、当監査法人は、会社における固定資産の減損に係る判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、会社における事業用資産の減損に係る判断の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 1. 固定資産の減損に関連する会社の内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 2. 資産のグルーピングの方法の考え方について、前事業年度からの継続性を確かめるとともに、関連資料及び会社の会議体における議事録の閲覧によりグルーピングの方法の妥当性を確かめた。 3. 減損の兆候の把握に関する妥当性を評価するために主として以下の監査手続を実施した。 (1) 営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっているか、又は継続してマイナスとなる見込みであるかどうかを検討するために減損兆候判定資料を閲覧した。 (2) 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度における事業計画とその後の実績とを比較した。 (3) 経営環境の著しい悪化や使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化の有無を検討するために経営者への質問及び会社の会議体における議事録の閲覧を通じて会社の経営環境を理解した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、かっこ株式会社の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、かっこ株式会社が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。